

5 1次評価(Check①&Action①)

	施策指標名	単位	基準値/基準年度		目標値	実績値					
					H32年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
定量的評価	駅周辺がにぎわっていると思う市民の割合	%	-	-	33.0	16.1					
	白井駅周辺の流動人口(月平均)	人	44,733	(H27)	46,800	42,633					
	西白井駅周辺の流動人口(月平均)	人	80,717	(H27)	75,900	69,067					
	工業団地立地事業者数(協議会加盟社)	社	278	(H27)	278	278					
定性的評価	各拠点のにぎわいづくりには、商業施設等の進出誘導や道路整備などのハード面と、イベントの開催などのソフト面があるが、商業施設の進出誘導を実現するため地区計画の運用基準など策定し、今後の取り組みの基盤を築くとともに、マルシェなどイベントの開催にあたって必要な支援を行い、にぎわいづくりを進めることができた。						進捗状況	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> やや遅れている <input type="checkbox"/> 遅れている			
課題	喫緊の課題			中長期的な課題							
	<p>少子高齢化が進む中において、中心都市拠点、生活拠点、産業拠点といった各拠点のにぎわいが生まれ、持続可能なまちづくりを進めることは重要で、特に工業団地の機能を充実させ、産業のにぎわいの創出や雇用の拡大に寄与する施策に取り組む必要がある。</p>			<p>各拠点における地域の課題や特性に合わせた整備を進め、にぎわいをつくるためには、地権者をはじめ地域住民の理解と協力が必要である。また、イベントなどの開催にあたっては、市の支援に頼ることなく市民団体や事業者が自ら実施できるように育成していく必要がある。</p>							
施策の方向性(改善策)	短期的な方向性			中長期的な方向性							
	<p>工業団地へのアクセス道路の早期整備を進めるため、用地取得に取り組む。 また、工業団地内の企業が中心となって、工業団地内の土地活用のルールを定める地区まちづくり計画の策定支援を行い、良好な操業環境の維持・保全を図る。</p>			<p>都市計画法及び都市計画関連法に基づき、各拠点において商業施設やにぎわい施設の整備・誘導を図るとともに、都市計画法等に基づいた提案型の土地利用のルール作りを推進するため、地区住民等にわかりやすく制度について説明していく。 また、駅周辺等でのイベントの実施にあたり、市民団体等の自立を促していく。</p>							
施策を取り巻く環境の変化	<p>平成25年度に千葉ニュータウン事業が完了し、これまで千葉県やURが行ってきたまちづくり(都市づくり)を、市がこれまで以上に自ら実施していかなければならない。 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来において、にぎわいの創出と魅力あるまちづくりを進め、若い世代の移住・定住の促進と産業の活性化などによる持続可能なまちづくりが求められている。</p>										
市民と行政の役割分担・協働	<input type="checkbox"/> 行政の役割を拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現在の行政と市民の役割分担・協働を維持 <input type="checkbox"/> 市民の役割・協働を拡大										
	<p>各拠点において商業施設やにぎわい施設の整備・誘導を図るための仕組みづくり及び工業団地アクセス道路の整備は行政が主体となって行うものだが、にぎわいを創出するイベントの開催や提案型の土地利用のルール作りは事業者や地域市民が中心となって取り組むものとする。</p>										

6 2次評価(Check②&Action②) 白井市行政評価委員会による評価

改善意見等	<ul style="list-style-type: none"> 白井工業団地の活性化に向けて、工業団地アクセス道路の整備を財政状況を勘案しながら、スピード感をもって進めること。 駅前等でのイベントの開催にあたっては、イベントの趣旨について市民等と共通認識を図り、市民等と行政の役割分担を明確にして取り組むこと。 都市拠点における空き店舗の活用、商業施設等の誘致など、駅周辺の具体的な活性化策を検討すること。
-------	---

7 3次評価(Check③&Action③) 総合計画審議会による評価

改善意見等	※平成30年度に3次評価を実施する。
-------	--------------------

8 3次評価における意見等への対応方針

対応方針	
------	--